

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機等を定める件

(平成18年12月15日)
(国土交通省告示第1492号)

第1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第18条第2項第6号に規定する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、次に掲げるものとする。

- 一 昇降行程が4メートル以下のエレベーター又は階段の部分、傾斜路の部分その他これらに類する部分に沿って昇降するエレベーターで、かごの定格速度が15メートル毎分以下で、かつ、その床面積が2.25平方メートル以下のもの
- 二 車いすに座ったまま車いす使用者を昇降させる場合に2枚以上の階段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、当該運転時において、階段の定格速度を30メートル毎分以下とし、かつ、2枚以上の階段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの

第2 令第18条第2項第6号に規定する車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造は、次に掲げるものとする。

- 一 第1第1号に掲げるエレベーターにあっては、次に掲げるものであること。
 - イ 平成12年建設省告示第1413号第1第7号に規定するものとする。
 - ロ かごの幅は70センチメートル以上とし、かつ、奥行きは120センチメートル以上とすること。
 - ハ 車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合にあっては、かごの幅及び奥行きが十分に確保されていること。
- 二 第1第2号に掲げるエスカレーターにあっては、平成12年建設省告示第1417号第1ただし書に規定するものであること。

附 則

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）の施行の日（平成18年12月20日）から施行する。
- 2 平成15年国土交通省告示第178号は、廃止する。

特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める件

平成十二年五月三十一日

建設省告示第千四百十三号

改正

平成一四年五月三十一日国土交通省告示第四七八号

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二百二十九条の三第二項第一号及び第二号の規定に基づき、特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を次のように定める。

第一 建築基準法施行令(以下「令」という。)第二百二十九条の三第二項第一号に掲げる規定を適用しない特殊な構造又は使用形態のエレベーターは、次の各号に掲げるエレベーターの種類に応じ、それぞれ当該各号に定める構造方法を用いるものとする。

一 かごの天井部に救出用の開口部を設けないエレベーター(非常用昇降機以外のエレベーターに限る。)令第二百二十九条の六第一号から第三号まで及び第五号、第二百二十九条の七、第二百二十九条の九並びに第二百二十九条の十第三項の規定によるほか、次のイ又はロのいずれかに定める構造であること。ただし、第二号イに適合する場合にあっては令第二百二十九条の七第一号の規定、第四号イからホまでに適合する場合にあっては令第二百二十九条の九の規定は、それぞれ適用しない。

イ 常用の電源が断たれた場合においても、制御器を操作することによってかごを昇降させることができるものであること。

ロ 手動でかごを昇降させることができるものであること。

二 昇降路の壁又は囲いの全部又は一部を有さないエレベーター(非常用昇降機以外のエレベーターに限る。)令第二百二十九条の六、第二百二十九条の七第二号及び第四号、第二百二十九条の九並びに第二百二十九条の十第三項の規定によるほか、次のイ又はロのいずれかに定める構造であること。ただし、第一号イ又はロのいずれかに適合するものにあっては令第二百二十九条の六第四号の規定、第四号イからホまでに適合する場合にあっては令第二百二十九条の九の規定は、それぞれ適用しない。

イ 令第二百二十九条の七第三号の規定によるほか、昇降路の壁又は囲いの全部又は一部を有さない部分の構造が次に掲げる基準に適合するものであること。

(1) 吹抜きに面した部分又は建築物の外に面する部分であること。

(2) 建築物の床(その上部が吹抜きとなっている部分の床(以下「吹抜き部分の床」という。))を除く。)から水平距離で一・五メートル以上離れた部分であること。

(3) 吹抜き部分の床若しくは昇降路に面する地面(人が立ち入らない構造となっているからぼりの底部の地面を除く。以下この号において同じ。)と昇降路が接している部分又は昇降路とこれに面する吹抜き部分の床先若しくは地面との

水平距離が一・五メートル以下の部分にあつては、次の(i)又は(ii)のいずれかに適合しているものであること。

(i) 昇降路の周囲に柵、水面等を設け昇降路から水平距離で一・五メートル以下の部分に人が立ち入らない構造とし、かつ、昇降路に吹抜き部分の床又は地面から一・八メートル以上の高さの壁又は囲いを設けていること。

(ii) 昇降路に吹抜き部分の床又は地面から二・四メートル以上の高さの壁を設けていること。

ロ 出入口のある床に面する部分において、当該床と平行に走行するエレベーターの構造が次に掲げる基準に適合するものであること。

(1) 出入口の床先とかごの床先との距離は、六センチメートル以下であること。

(2) 出入口の床先から昇降路の底部の床面までの距離は、一・五メートル以下であること。

(3) 人の乗降を監視することができる装置を設けているか、又は運転室その他これに類する室を人の乗降を監視することができる場所に設けていること。

(4) 出入口のある床以外の部分において、壁又は囲いを有さない昇降路の部分は、イ(2)及び(3)の基準に適合するものであること。

三 屋上に突出して停止するエレベーターで屋上部分の昇降路の囲いの全部又は一部を有さないエレベーター(非常用昇降機以外のエレベーターに限る。)令第二百二十九条の六、第二百二十九条の七第一号(屋上部分の昇降路に係るものを除く。)、第二百二十九条の七第二号から第四号まで、第二百二十九条の九並びに第二百二十九条の十第三項第三号及び第四号の規定によるほか、次に定める構造であること。ただし、第一号イ又はロのいずれかに適合するものにあつては令第二百二十九条の六第四号の規定、第二号イに適合するものにあつては令第二百二十九条の七第一号(屋上部分の昇降路に係るものを除く。)の規定、第四号イからホまでに適合する場合にあつては令第二百二十九条の九の規定は、それぞれ適用しない。

イ かご及び昇降路のすべての出入口の戸(かごが屋上に突出して昇降する場合における屋上の昇降路の開口部の戸を除く。)が閉じていなければ、かごを昇降させることができない装置を設けていること。

ロ 昇降路の出入口の戸(かごが屋上に突出して昇降する場合における屋上の昇降路の開口部の戸を除く。)は、かごがその戸の位置に停止していない場合においては、かぎを用いなければ外から開くことができない装置を設けていること。

ハ 屋上部分の昇降路は、次に定める構造であること。

(1) 屋上部分の昇降路は、周囲を柵で囲まれていること。ただし、管理者以外の人が出入るおそれのない屋上部分で、かつ、昇降路の場所を明示したものにあつては、この限りでない。

(2) 屋上と他の出入口及びかご内とを連絡することができる装置を設けていること。

(3) かごが屋上に突出して昇降する場合において、警報を発する装置を設けていること。

四 駆動装置を機械室を設けずに設置するエレベーター(非常用昇降機以外のエレベーターに限る。)令第二百二十九条の六、第二百二十九条の七並びに第二百二十九条の十第三項の規定によるほか、次に定める構造であること。ただし、第一号イ又はロのいずれかに適合するものにあつては令第二百二十九条の六第四号の規定、第二号イに適合するものにあつては令第二百二十九条の七第一号の規定は、それぞれ適用しない。

イ 駆動装置を設ける場所には、換気上有効な開口部、換気設備又は空気調和設備を設けていること。ただし、機器の発熱により駆動装置を設けた場所の温度が摂氏七度以上上昇しないことが計算により確かめられた場合においては、この限りでない。

ロ 駆動装置には、構造上やむを得ない部分を除き、かご、つり合おもりその他の昇降する部分が触れないようにしているとともに、駆動装置を昇降路の底部に設ける場合において、かご又はつり合おもりが緩衝器に衝突した場合にあってはかご及びつり合おもりが駆動装置に触れないものとしていること。ただし、駆動装置をかご又はつり合おもりに取り付けて設ける場合において、駆動装置が昇降路に触れないものとした場合にあっては、この限りでない。

ハ 駆動装置から昇降路の壁又は囲いまでの水平距離は、五十センチメートル以上であること。ただし、駆動装置の保守点検を行う必要のない部分にあっては、この限りでない。

ニ 駆動装置を昇降路の底部に設ける場合にあっては、保守点検時にかごの降下を制御することができる装置を設けていること。ただし、保守点検を行う者がかご又はつり合おもりと昇降路の底部に挟まれるおそれのない場合においては、この限りでない。

ホ 制御器を昇降路内に設ける場合において、非常の場合に昇降路外からかごを制御することができる装置を設けていること。

五 住戸内のみを昇降するエレベーターで、かごの床面積が一平方メートル以下のエレベーター 令第二百二十九条の六、第二百二十九条の七、第二百二十九条の九及び第二百二十九条の十第三項第一号から第三号までの規定によるほか、停電の場合においても、第二百二十九条の十第三項第三号の装置を操作できる明るさの照明を設けていること。ただし、第一号イ又はロのいずれかに適合するものにあつては令第二百二十九条の六第四号の規定、第二号イに適合するものにあつては令第二百二十九条の七第一号の規定、第四号イからホまでに適合する場合にあっては令第二百二十九条の九の規定は、それぞれ適用しない。

六 自動車運搬用エレベーターで、かごの戸又は壁若しくは囲いの全部又は一部を有さないもの 令第二百二十九条の六第一号、第二号及び第五号、第二百二十九条の七第一号、第二号及び第四号、第二百二十九条の九並びに第二百二十九条の十第三項第二号及び第三号の規定によるほか、次に定める構造であること。ただし、第四号イからホまでに適合する場合においては、令第二百二十九条の九の規定は、適用しない。

イ かご内に操作盤(動力を切る装置を除く。)を設ける場合にあっては、当該操作盤は自動車の運転席から自動車の外に出ることなく操作ができる場所に設けられていること。

ロ かごの壁又は囲いのかごの床面からの高さは、一・四メートル以上であること。

ハ 車止めを設けていること。

ニ 次の安全装置を設けていること。

(1) 昇降路のすべての出入口の戸が閉じていなければかごを昇降させることができない装置

(2) 自動車がかご内の通常の停止位置以外の場所にある場合にかごを昇降させることができない装置

七 昇降行程が四メートル以下のエレベーター又は階段の部分、傾斜路の部分その他これらに類する部分に沿って昇降するエレベーターで、かごの定格速度が十五メートル以下で、かつ、その床面積が二・二五平方メートル以下のもの

令第二百二十九条の六第一号及び第二百二十九条の七第四号の規定によるほか、次に定める構造であること。

イ かごは、次に定める構造であること。ただし、昇降行程が一メートル以下のエレベーターで手すりを設けたものにあつては、この限りでない。

(1) 次に掲げるエレベーターの種類に応じ、それぞれ次に定めるものであること。

(i) (ii)以外のエレベーター 出入口の部分を除いて、高さ一メートル以上の丈夫な壁又は囲いを設けていること。ただ

し、昇降路の側壁その他のものに挟まれるおそれのない部分に面するかごの部分で、かごの床から高さ十五センチメートル以上の立ち上がり部分を設け、かつ、高さ一メートル以上の丈夫な手すりを設けた部分にあっては、この限りでない。

(ii) 車いすに座ったまま使用する一人乗りのエレベーターで、エレベーターの昇降の操作をかご内の人が行うことができないもの 出入口の部分を除いて、高さ六十五センチメートル以上の丈夫な壁又は囲いを設けていること。ただし、昇降路の側壁その他のものに挟まれるおそれのない部分に面するかごの部分で、かごの床から七センチメートル(出入口の幅が八十センチメートル以下の場合にあっては、六センチメートル)以上の立ち上がりを設け、かつ、高さ六十五センチメートル以上の丈夫な手すりを設けた部分にあってはこの限りではない。

(2) 出入口には、戸又は可動式の手すりを設けていること。

ロ 用途、積載量(キログラムで表した重量とする。)、最大定員(積載荷重を平成十二年建設省告示第千四百十五号第五号に定める数値とし、重力加速度を九・八メートル毎秒毎秒とし、一人当たりの体重を六十五キログラム、車いすの重さを百十キログラムとして計算した定員をいう。)その他次に定めるエレベーターの用途に応じて次に定める事項を明示した標識をかご内の見やすい場所に掲示していること。

(1) 車いすに座ったまま使用する一人乗りのエレベーター 車いすに座ったまま使用する一人乗りのエレベーターであること。

(2) 車いすに座ったまま使用することができないエレベーター 車いすに座ったまま使用することができないこと。

ハ 昇降路は、次に定める構造であること。

(1) 高さ一・八メートル以上の丈夫な壁又は囲い及び出入口の戸又は可動式の手すりを設けていること。ただし、かごの底と当該壁若しくは囲い又は床との間に人又は物が挟まれるおそれがある場合において、かごの下にスカートガードその他これに類するものを設けるか、又は強く挟まれた場合にかごの昇降を停止する装置を設けた場合にあってはこの限りでない。

(2) 出入口の床先とかごの床先との水平距離は、四センチメートル以下であること。

(3) つり合おもりを設ける場合にあっては、人又は物がつり合おもりに触れないよう壁又は囲いを設けていること。

(4) かご内の人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしていること。

ニ 次に掲げる安全装置が設けられていること。

(1) 昇降行程が一・〇メートルを超えるものにあっては、かご及び昇降路のすべての戸又は可動式の手すりが閉じていなければかごを昇降させることができない装置

(2) かごが折りたたみ式のもので動力を使用してかごを開閉するものにあっては、次に掲げる装置

(i) 鍵を用いなければかごの開閉ができない装置

(ii) 開閉中のかごに人又は物が挟まれた場合にかごの開閉を制止する装置

(iii) かごの上に人がいる場合又は物がある場合にかごを折りたたむことができない装置

(3) かごが着脱式のものにあっては、かごとレールが確実に取り付けられていなければかごを昇降させることができない装置

(4) 住戸内のみを昇降するもの以外のものにあっては、積載荷重を著しく超えた場合において警報を発し、かつ、かごを昇降させることができない装置又は鍵を用いなければ、かごの昇降ができない装置

ハ 階段の部分、傾斜路の部分その他これらに類する部分に沿って一人の者がいすに座った状態で昇降するエレベ

一ターで、定格速度が九メートル以下のもの 令第二百二十九条の六第一号及び第五号並びに第二百二十九条の七第四号の規定によるほか、次に定める構造であること。

イ 昇降はボタン等の操作によって行い、ボタン等を操作し続けている間だけ昇降する構造であること。

ロ 人又は物がかごと階段又は床との間に強く挟まれた場合にかごの昇降を停止する装置が設けられたものであること。

ハ いすからの転落を防止するためのベルトが設けられたものであること。

第二 令第二百二十九条の三第二項第二号に掲げる規定を適用しない特殊な構造又は使用形態の特殊な構造又は使用形態のエスカレーターは、次の各号に掲げるエスカレーターの種類に応じ、それぞれ当該各号に定める構造方法を用いるものとする。

一 勾配が三十度を超えるエスカレーター 令第二百二十九条の十二第一項第一号、第三号及び第四号の規定によるほか、次に定める構造であること。

イ 勾配は、三十五度以下としていること。

ロ 踏段の定格速度は、三十メートル以下としていること。

ハ 揚程は、六メートル以下としていること。

ニ 踏段の奥行きは、三十五センチメートル以上としていること。

ホ 昇降口においては、二段以上の踏段のそれぞれの踏段と踏段の段差(踏段の勾配を十五度以下としたすりつけ部分を除く。以下同じ。)を四ミリメートル以下としていること。

ヘ 平成十二年建設省告示第千四百十七号第一ただし書に規定する車いす使用者用エスカレーターでないこと。

二 踏段の幅が一・一メートルを超えるエスカレーター 令第二百二十九条の十二第一項第一号、第三号及び第五号の規定によるほか、次に定める構造であること。

イ 勾配は、四度以下としていること。

ロ 踏段と踏段の段差は、四ミリメートル以下としていること。

ハ 踏段の幅は、一・六メートル以下とし、踏段の端から当該踏段の端の側にある手すりの上端部の中心までの水平距離は、二十五センチメートル以下としていること。

三 速度が途中で変化するエスカレーター 次に定める構造であること。

イ 毎分の速度が五十メートル以上となる部分にあっては、手すりの上端部の外側から壁その他の障害物(毎分の速度が五十メートル以上となる部分において連続している壁で踏段の上の人が挟まれるおそれのないものを除く。)までの距離は、五十センチメートル以上としていること。

ロ 踏段側部とスカートガードのすき間は、五ミリメートル以下としていること。

ハ 踏段と踏段のすき間は、五ミリメートル以下としていること。

ニ 踏段と踏段の段差は、四ミリメートル以下としていること。

ホ 勾配は、踏段の速度が変化する部分にあっては四度以下とし、それ以外の部分にあっては八度以下としていること。

ヘ 踏段の幅は、一・六メートル以下とし、踏段の端から当該踏段の端の側にある手すりの上端部の中心までの水平距離は、二十五センチメートル以下としていること。

ト 踏段の両側に手すりを設け、その手すりが次の(1)又は(2)のいずれかの基準に適合するものであること。

(1) 手すりの上端部が、通常の場合において当該手すりの上端部をつかむ人が乗る踏段と同一方向に同一速度で運動するようにしたものとしていること。

(2) 複数の速度が異なる手すりを、これらの間に固定部分を設ける等により挟まれにくい構造として組み合わせたもので、次の手すりを持ち替えるまでの間隔が二秒以上(おおむね手すりと同一の高さとした手すりの間の固定部分の長さを十五センチメートル以下としたものを除く。)で、かつ、それぞれの手すりの始点から終点に至るまでの手すり踏段との進む距離の差が四十センチメートル以下であること。

チ 踏段の毎分の速度は、昇降口において、五十メートル以下としていること。

リ 踏段の速度の変化により踏段の上の人に加わる加速度は、速度が変わる部分の踏段の勾配が三度以下の部分にあっては〇・五メートル毎秒毎秒以下、三度を超え四度以下の部分にあっては〇・三メートル毎秒毎秒以下としていること。

附 則

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。

通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしたエスカレーターの構造及びエスカレーターの勾配に応じた踏段の定格速度を定める件

平成十二年五月三十一日

建設省告示第千四百十七号

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二百二十九条の十二第一項第一号及び第五号の規定に基づき、通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしたエスカレーターの構造及びエスカレーターの勾配に応じた踏段の定格速度を次のように定める。

第一 建築基準法施行令(以下「令」という。)第二百二十九条の十二第一項第一号に規定する人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしたエスカレーターの構造は、次のとおりとする。ただし、車いすに座ったまま車いす使用者を昇降させる場合に二枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、当該運転時において、踏段の定格速度を三十メートル以下とし、かつ、二枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたものにあつては、第一号及び第二号の規定は適用しない。

- 一 踏段側部とスカートガードのすき間は、五ミリメートル以下とすること。
- 二 踏段と踏段のすき間は、五ミリメートル以下とすること。
- 三 エスカレーターの手すりの上端部の外側とこれに近接して交差する建築物の天井、はりその他これに類する部分又は他のエスカレーターの下面(以下「交差部」という。)の水平距離が五十センチメートル以下の部分にあつては、保護板を次のように設けること。
 - イ 交差部の下面に設けること。
 - ロ 端は厚さ六ミリメートル以上の角がないものとし、エスカレーターの手すりの上端部から鉛直に二十センチメートル以下の高さまで届く長さの構造とすること。
 - ハ 交差部のエスカレーターに面した側と段差が生じないこと。

第二 令第二百二十九条の十二第一項第五号に規定するエスカレーターの勾配に応じた踏段の定格速度は、次の各号に掲げる勾配の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める速度とする。

- 一 勾配が八度以下のもの 五十メートル
- 二 勾配が八度を越え三十度(踏段が水平でないものにあつては十五度)以下のもの 四十五メートル

附 則

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。

日本工業規格 Z 8 2 1 0 の例



※ 図については、「高齢者、障害者の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」より抜粋。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（抜粋）

平成18年12月8日

政令第379号

（特別特定建築物）

第五条 法第二条第十七号の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 特別支援学校
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
- 九 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）
- 十 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。）若しくはボート場又は遊技場
- 十二 博物館、美術館又は図書館
- 十三 公衆浴場
- 十四 飲食店
- 十五 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの
- 十七 自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）
- 十八 公衆便所
- 十九 公共用歩廊

（平一九政五五・平一九政二三五・一部改正）